

コンタクトレンズ検査料について

当院では次のいずれかに該当しているため「コンタクトレンズ検査料 1」の施設基準を届出しています。

- イ) ①コンタクトレンズに係る診療を行う診療科において、初診料、再診料又は外来診療料を算定した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査（コンタクトレンズ処方のための眼科的検査及びコンタクトレンズの既装用者に対する眼科的検査）を実施した患者の割合が 3割 未満であること。
- ②眼科診療を専ら担当する常勤の医師が 1 名以上勤務する保険医療機関においては、コンタクトレンズに係る診療を行う診療科において、初診料、再診料又は外来診療料を算定した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が 4割 未満であること。
- ロ) ①入院施設を有すること。

従いまして、初診料・再診料の点数についてはそれぞれ291点、75点ですが、当院または当院と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定します。

また、検査料については、コンタクトレンズ検査料 1 の200点を算定します。

なお、コンタクトレンズに関する外来診察は火曜及び金曜で、下記の医師（眼科診療経験年数）が担当します。

伊集院 朋子（30年）

以上について、何かご質問などがございましたら、受付にお申し出ください。

2025. 1. 1
多根記念眼科病院